

# 生涯教育研修実施規程

2013年4月1日制定

2014年4月1日改定

2018年5月29日改定

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第4条第3項に定める事業としての生涯教育研修の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 一般社団法人静岡県臨床衛生検査技師会（以下「本会」という。）は、生涯教育研修に必要な実施の方法を定め、会員が知識技術を生涯にわたって修得することを組織的に援助するものとする。

2 本会は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「日臨技」という。）の定める日臨技生涯教育研修制度の定めにより、研修課程を認定し、制度の推進に努めるものとする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、講習会、研修会、研究会等（以下「研修会等」という。）の教育研修課程の認定に關すること
- (2) 関連団体等との研修会等の共催及び後援に關すること
- (3) 研修会等の開催方式の認定に關すること

(認定する開催形式の定義)

第4条 生涯教育研修として認定する研修会等の開催形式は、主催、共催、後援とし、その内容は学術部門運営規程施行細則第6条に定めるところによる。

(組織、職務並びに役員)

第5条 前項の事業を行うため、次の組織と役員をおく

- (1) 生涯教育研修委員会（以下「委員会」という。）を設置し、所管は学術部とする。
- (2) 委員会は生涯教育研修事業を統括し、会長、副会長、事務局長、会計部長、学術部理事をもって構成する。
- (3) 委員会に委員長を置き、委員長は学術部担当副会長をあてる。
- (4) 委員会に次の班を設け実務を担当する。

イ 研修プログラム班（渉外広報部、事務局）

研修プログラムの作成、会員への案内等に関すること。

ロ 評価認定班（組織調査部、学術部）

研修会の点数認定に關すること及び自己申告による記録の審査並びに日臨技への報告、認定諸手続き等に関すること。

(開催申請者)

第6条 研修会の開催を申請するもの（以下「申請者」という。）の行なう責務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 開催申請者は、委員会に学術部長が指定する生涯教育研修会開催申請書を提出し、認定を受けなければならない。
- (2) 開催申請者は、研修会等の終了後すみやかに学術部長が指定する生涯教育研修会終了報告書を委員会に提出しなければならない。
- (3) 開催申請者は、研修会場に会場責任者を置き、研修会内容や責任者氏名等を明示し、責任者に参加者名簿の記録或いは「受付携帯端末」への登録を行なわせなければならない。

(研修会等開催の広報)

第7条 研修会の開催通知は会員に周知徹底させる。

2 各施設の連絡責任者は、施設内会員に研修会等の広報を行う。

3 研修会等の開催通知には、「生涯教育研修会」であること及び「教科（カリキュラム）名」を明記しなければならない。

らない。

(その他)

第8条 自宅研修については、日臨技の制度に沿うものとする。

2 研修に必要な経費は受益者負担とする。

3 日臨技、日臨技中部圏支部及び他都道府県技師会が主催した研修会等は評価対象とする。

(改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

(補則事項)

1 JAMTISとは日臨技が開発した会員管理、生涯教育研修管理等のためのコンピュータ管理システムのこと  
で、2001年4月1日に運用を開始したものをいい、「受付携帯端末」(カード読み取り装置)を用いた研修会等  
参加者登録システムを含む。

2 研修会等の開催申請者の職務

(1) 「研修会開催申請書」は研修会等を開催する日の2ヶ月前までに、委員会に提出すること。

(2) 本会主催の研修会等の受付は、会員カードの提示を受け、「受付携帯端末」を使い参加者登録を行うこ  
と。

(3) 会員カードの提示がない場合は、会費納入済み会員である事を確認し、会員番号を手入力することで参  
加者登録を行うこと。

(4) 「受付携帯端末」を使用しない場合には、「参加者名簿」(様式第3)に会員番号、氏名及び施設名を  
記入するよう指示すること。

(5) 「研修会終了報告書」と「参加者名簿」は研修会終了後速やかに生涯教育研修委員会(以下「委員会」  
という。)に提出すること。

(6) 本会主催の研修会等は参加者から参加費として相応額を徴収すること。

3 一般会員の対応

本会等で主催する研修会等で参加登録した場合は、原則として生涯教育研修受講を自己申告する必要はないが、  
それ以外は自己申告によるものとする。

(1) 本会主催の研修会等に参加する場合

イ 会員カードを携帯し、研修会等の受付に同カードを提示する。

ロ 会員カードを忘れた場合は、受付で「参加者名簿」に6桁の会員番号、氏名及び勤務先施設を必ず記入  
すること。

(2) 県外の技師会主催の学会、研修会に出席した場合

会員カードを持参して当該県でJAMTIS登録を受けるか若しくは指示に従うこと。

(3) 共催による研修会(他団体主催による)等に出席した場合

「医学検査」に登載される自己申請書に必要事項を記入の上、委員会に提出する。

(4) 自宅研修、論文、著作等の場合

「医学検査」に登載される自己申告書に必要事項を記入の上、委員会に提出する。

(5) ボランティア活動の場合

「医学検査」に登載される自己申告書に必要事項を記入の上、委員会に提出する。

注) 「開催通知案内」は開催月に該当する月号より前の会報に記事として登載する。会報は全会員に発送  
しこれによって全会員への開催通知とする。

## 改定履歴

- 2014年 4 月 1 日 研究班を学術部門に名称変更した。
- 2014年 4 月 1 日 地区技師会を日臨技中部圏支部に修正した。
- 2018年 5 月 29日 年号を西暦に変更した。